新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための保育所等の縮小開園の延長について

平素は本市保育行政に対しご理解並びにご協力いただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為、4月20日(月)から5月10日(日)まで保育所等の機能を縮小させていただいており、保護者の皆様におかれましては家庭保育にご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、大阪府内においては徐々に新規感染者数は減少しているように見受けられますが、本市におきましては昨日までに30名の感染者が確認され、市内での感染も依然増えております。保育所等は性質上「三つの密(密閉空間・密集場所・密接場面)」になる可能性が高く、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の可能性があることから、保育所等の縮小開園を5月31日(日)までとさせていただきます。ただし、政府による緊急事態宣言の動向により今後の対応に変更が生じる場合があります。

特段の理由があり保育所等の利用を希望される場合は、裏面の<u>「特別保育申込書」を登園する日まで</u> <u>に在籍する保育所等に必ずご提出ください</u>。なお、すでに提出されている場合は、<u>再度提出は必要あり</u> <u>ません。</u>

保護者の皆様におかれましては、更なるご不便をおかけいたしますが、子どもの命を守るため、入所 児童や保護者、職員の健康保持、保育所等の運営継続のための取り組みであることをご理解いただき、 ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

記

保育対象者	次のいずれかに該当する世帯に限り、保育を行います。					
	①保護者が <u>ともに</u> 、医療従事者や社会福祉従事者、社会機能維持従事者等(※)で、					
	家庭での保育が困難な方(在宅勤務の場合を除きます。)					
	②ひとり親家庭などで、仕事を休むことが困難な方					
	③その他、個別の事情で家庭での保育が著しく困難な方					
	※「社会機能維持従事者等」: 警察・消防、食料品店、スーパーマーケット、コンビニ					
	エンスストア等の生活必需物資販売施設、交通機関、金融機関・官公署、その他ラ					
	イフライン維持にかかる業種への従事者(大阪府が基本的に休止を要請しない施設					
	の従事者)					
実施期間	令和2年4月20日(月)から5月31日(日)まで					
34 %2 393 103	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により延長する場合があります。					
開所時間	7時~18時(18時以降も延長保育は実施いたしますが、利用時間の短縮にご協力					
	をお願いいたします。)					
利用申込書	裏面「特別保育申込書」を利用している保育所等へご提出ください。					
	なお、既に提出された方は再度の提出は不要です。					
保育料等の	保育料は、 <b>上記期間及び池田市が登園の自粛要請を行う間</b> 、登園しなかった日数に応					
日割り対応	じて日割り計算をいたします。					
	給食費等各施設における諸費については、保育所等にお問い合わせください。					
その他	送迎保育ステーション(カルガモ及びもりもり kids)についても、上記期間中は休園					
	いたします。休園中の利用料は、日割り計算により減免いたします。					
	※なお、上記期間以前の利用料は、保育所等の登園を自粛した日数分のみ日割り計算					
	により減免いたします。(上記期間以前の登園した日は送迎バスの利用の有無にかか					
	わらず、利用料が発生します。)					

【お問い合わせ】 池田市 幼児保育課(072-754-6208)

## 特別保育申込書

家庭保育への協力依頼がありましたが、下記の理由により、引き続き保育の提供をお願いします。

記

施設名					(	歳児)	
保護者氏名		⑩ 児童氏	名				
住 所	(〒 — )						
	続柄 要件(該当する箇所にチェックをしてください。)						
特別保育要件		□ 大阪府が基本的に休止を要請	しない	ハ施設	の従事者		
		(具体的な内容)					
		□ 医療関係(薬局含む) □ 福祉施設 □ 警察・消防					
		□ 生活必需物資販売施設(食料品店、スーパーマーケット、コンビニエ					
	父・母	ンスストア等) □交通機関 □金融機関 □ 官公署					
	( )	□ その他ライフライン維持にかかる業種への従事者					
		□ ひとり親家庭などで、仕事を休むことが困難な方					
		□ その他、個別の事情で家庭での保育が著しく困難な方					
		(具体的な理由)					
		□ 大阪府が基本的に休止を要請しない施設の従事者					
		(具体的な内容)					
		□ 医療関係(薬局含む) □ 福祉施設 □ 警察・消防					
		□ 生活必需物資販売施設(食料品店、スーパーマーケット、コンビニエ					
	父・母	ンスストア等) □交通機関 □金融機関 □ 官公署					
	( )	□ その他ライフライン維持にかかる業種への従事者					
		□ ひとり親家庭などで、仕事を休むことが困難な方					
		□ その他、個別の事情で家庭での保育が著しく困難な方 					
		(具体的な理由)					
min & N. C. C.							
緊急連絡先			2				

## 【登園時の留意事項】

- 1. 登園前にお子さまや御家族の体温を計測し、37.5度以上の発熱がある、または、呼吸器症状がある場合は、登園や送迎はできません。
- 2. お子さまや御家族が、発熱等が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、登園や送迎はできません。

既に提出された方は再度の提出は不要です。